

**輸入貿易管理令第16条の規定に基づくウラン及びトリウムを輸入した者が報告すべき事項**

**通商産業省告示第154号（平成12年 3月30日）**

**最終改正 通商産業省告示第787号（平成12年12月20日）**

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第十六条の規定に基づき、ウラン及びトリウムを輸入した者が報告すべき事項を次のように定め、平成十二年一月一日以降に輸入通関したものから適用する。

ウラン及びトリウム（関税率表の番号で第二六・一二号、第二八四四・一〇号及び第二八四四・三〇号のうち、燃料加工又は同位体の濃縮に適する組成及び純度を有するものを除く。）を輸入した者は、経済産業大臣の定めるところにより、輸入貨物名、所在箇所、化学的組成、輸入量、使用目的、輸出国名、輸入通関年月日その他必要な事項を記載した報告書を、経済産業大臣に提出しなければならない。